（別表１）　　申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（令和２年１月２９日作成）

法　令　名	通訳案内士法
根拠条項	第１８条、第２２条
許認可等の種類	全国通訳案内士の登録
法令の定め	全国通訳案内士となる資格を有する者が全国通訳案内士となるには、全国通訳案内士登録簿に、氏名、生年月日、住所その他国土交通省令で定める事項の登録を受けなければならない。（第１８条） 都道府県知事は、全国通訳案内士の登録をしたときは、申請者に第１８条に規定する事項を記載した全国通訳案内士登録証（以下「登録証」という。）を交付する。（第２２条）
審査基準	審査基準は法令の定めに尽くされている。 【参考（別紙参照）】 通訳案内士法第３条、第４条、第１８条、第２０条、第２１条、第２２条 通訳案内士法施行規則第１７条
標準処理期間	総　期　間　　２５日~~・月~~　（注：休日は含まない。） 経由機関　　日・月　（　　） 協議機関　　日・月　（　　） 処分機関　　日・月　（　　）
処分担当課	各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課観光振興係　（電話番号：　　）
申　請　先	各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課観光振興係　（電話番号：　　）
問い合わせ先	経済部観光局受入体制整備グループ　（電話番号：011-204-5303）
備　　考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/152-tsuyakuannaishi/tsuyakuannaiahi-pamph.htm